監事監査報告書

令和６年５月２２日

学校法人若竹学園

理　　事　　会　　御中

評　議　員　会　　御中

学校法人若竹学園

監　事　梶隆治　　㊞

監　事　北川英樹　　㊞

（北川英樹）

私たちは、私立学校法第３７条第３項及び学校法人若竹学園寄附行為第１６条の規定に基づき、学校法人若竹学園の令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）の法人の業務、理事の業務執行並びに財産の状況について監査を行った。

監査の結果、令和５年度の学校法人若竹学園の業務、理事の業務執行並びに財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以　上